

存
留
印
①

昭和45年7月25日

政第 4522 号

昭和 45年 12月 8日 日

外務大臣 職

在 大 韓 民 國
金 山 大 使

(件名)

遺骨問題、清野正彦
總理実書簡について(報告)

引用公・通信
目付・番号

首都保護協会会長金堤源 宛

12月2日、遺骨問題に関する清野正彦總理の

書簡(原任省保管韓国人遺骨及び炭鉱等

労務に徴用された韓国人遺骨をめぐり早期に

付属添付 付属宛便(石) 付属宛便(DP) 付属給便(民) 付属給便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:



GA-31

在外公館

一 作して韓国に引渡すよう要請する内容の付)

④ 字が、~~送付~~郵送士以て来りので、御参考
本便ぬ乙

第2に、送付する。

当館假託係付の上、郵送のてあり



本辯護士會가 閣下에게 本件에 關한 書面을 再次 올
리게 되어 未妥함을 察치 못하는 바입니다.

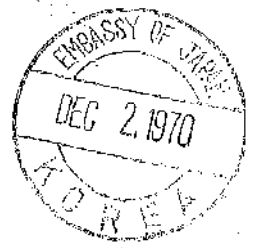
太平洋戰爭中 死亡한 韓國人中 軍人, 軍屬 및 強制勞
務者의 遺骨送還에 關하여

1. 軍人, 軍屬遺骨送還에 對하여

現在 貴國厚庄省에 安置되어 있는 2,330 柱의 遺
骨에 對하여 本籍과 日本姓名으로 創氏한 姓名 및
部隊名이 確認되었음에도 不拘하고 韓國에 送還을
躊躇하고 있는것이 傳聞하고 있는바 이는 韓日間의
基本關係에 關한 條約精神에 비추어볼때 宜當히 大
韓民國으로 全員送還함이 國際的道義에 立脚한 處事
가 아닌가 思考됨으로 이에 軍人, 軍屬의 遺骨全員
을 送還하여 주심을 다시 한번 祈求하는바입니다.

2. 強制勞務者遺骨送還에 對하여

太平洋戰爭中 所謂 國家總動員令에 依하여 強制로
貴國內 炭鉞等勞務에 끌려간 韓國人 38,000 餘名



中 炸務場事故로 인한 死亡을 筆頭로 疾病或은 酷
使로 인하여 死亡한 1,000 餘名의 遺骨이 田川市
를 비롯하여 日本各地에 分散된채 그 正確한 數字
조차 把握치 못하고 放置되어 있다 합니다.

伝聞에 依하면 이들 怨魂을 慰勞하기 爲하여 慰靈
塔建立을 計劃하고 있다는바 이보다도 먼저 已墾의
遺骨은 當然히 故國땅에 安葬되도록 送還하여주시기
를 促望합니다.

以上과 같이 葬國人之 遺骨은 그 本籍地如何를 不顧
하고 韓日關係國交條約에 基調하여 韓半島의 唯一한
國家인 大韓民國에 送還하여 各遺骨로 하여금 故國땅
에 永遠히 高요하게 잠들게 하도록 閣下의 鑒々한
配慮를 다시 한번 促求하는 바입니다.

1970年12月1日

大韓民國 仁川特別市西大門區

仁川民事地方法院 構内

首都辯護士會

會長 金 汝 源

日本國務總理大臣

佐 藤 榮 作 閣下

本弁護士会が閣下に対し本件に関する書面を再び提出

申上げることになり甚だ相済まなく存する次第であります。

太平洋戦争中死した韓国人の中で軍人・軍属および強制

労務者の遺骨の送還に關しまして、

1. 軍人・軍属の遺骨の送還に對して、

現在貴国厚生省に安置されている 2,330 枝の遺骨

に對し、本籍と日本姓名に創氏した姓名および部属番号

確認されたものにも ^{54'} 未だ、韓国に送還を躊躇して

いるかの如く伝え聞いています。これは韓日間の基本

関係に關する条約の精神に照らし合むる時、当然

韓国人全負送還することが国際的道義に立脚した取扱い
 ではないかと思われぬので、さらに軍人・軍属の遺骨全負を
 送還に下さることを再び促す次第であります。

2、強制労務者の遺骨の送還に就いて

太平洋戦争中、所謂国家総動員令に依り強制的に
 貴国内の炭鉱など労務に徴用された韓国人32,000名
 の中で労務場の事故による死亡を筆頭とし疾病あるいは
 酷使による死亡は10,000名余の遺骨が田川市をはじめ
 とし日本各地に分散されたままその正確な数さえも把握
 出来ずに放置されているとのことであります。

位之備く所に依りますと、これら怒魂を埋葬するために慰霊塔
の建立を計画しているとの事ですが、それよりも先ず被害
の遺骨が当然故国の土に安葬されるべく送還して下さることを
促し申し上げます。

此レのように韓国人の遺骨はその本籍地の如何にせざる
ことなく韓日関係^の同支条約にもとずき、韓半島の唯一の
国家である韓国に送還され、各遺骨^はを^は故国の土に
必^にず^にに永眠できまよう閣下の深き御配慮を再び促す
次第であります。

1970年12月1日

4

大韓民國 ソウル特別市西大門區

ソウル民事地方法院 橋内

尚都弁護士会

会長 金峻源

日本国総理大臣

佐藤栄作 閣下